なんでもインフォ 2014.6

発 行　株式会社 昭和土木設計
岩手県矢巾町流通センター南4丁目1−23　Tel 019-638-6834　Fax 019-638-6389

～『美しい山河を守る災害復旧基本方針』の改定～

はじめに

昨年(平成25年度)県央部を中心に豪雨災害が発生し、復旧にあたっては『美しい山河を守る災害復旧基本方針』に準拠した設計施工が行われているところです。そして、平成26年3月に『美しい山河を守る災害復旧基本方針』が改訂になりました。今回のなんでもインフォは、この改訂の背景や改訂のポイントなどについて、改訂説明会資料や改訂された『美しい山河を守る災害復旧基本方針』の記載の中から、抜粋して紹介していきたいと思います。

これまでの経過

平成 9年　：河川法改正
平成10年：『美しい山河を守る災害復旧基本方針』策定
平成18年：『多自然川づくりの基本指針』の策定
平成20年：『中小河川に関する河道計画の技術基準』
平成23年：『多自然川づくりポイントブックⅢ』発行

改訂の背景

『美しい山河を守る災害復旧基本方針』(以下『基本方針』と表す)が策定されたのち、『多自然川づくり基本指針』など、多自然川づくりに関する知見が多く示され、河川の災害復旧などに活かされてきました。

しかし、災害復旧という緊急性を要する（時間的制約が非常に厳しい）場合には、必ずしも「環境・景観」に着目した復旧になっていない例がありました。このことが改訂の背景になっているようです。

そこで、設計から施工まで『多自然川づくり』に関する留意事項を反映･チェックするプロセスを導入し、『災害復旧事業における多自然川づくり』が徹底されるよう、多自然川づくりの内容が大きくとりあげられた形で改訂されることになりました。

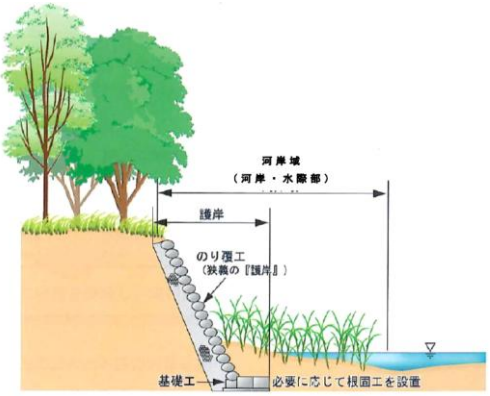
改訂のポイント

以下に示す改訂のポイントは、被災箇所の復旧（治水の安全）が前提です。治水安全度を確保したうえで、多自然川づくりにも取り組んでいきましょうということを示したものです。

～改訂のポイント～

① 災害復旧において、**河岸･水際部への配慮**を徹底する。
② 河畔樹木や淵等の**重要な環境要素**がある場合には、**保全を原則**とする。
③ **重要種**が生息する可能性が高い箇所は**特別な配慮**を行なう。
④ **コンクリート系の護岸**を用いる際の**景観への配慮**を徹底する。
⑤ **環境上重要な区間や箇所**については**特別な配慮**を行なう。
⑥ **チェックリスト**を設け、設計の考え方が確実に現場に反映できる**プロセスを導入**。

① **河岸･水際部への配慮**：中小河川で災害復旧の対象となることが多い「護岸の復旧」に焦点を当て、どのような河岸･水際部に復旧するのかを念頭に置き、これを踏まえて護岸工法の選定を行なうプロセスを示しました。河川の流程(山間地区間、谷底平野区間、扇状地、自然堤防帯三角州)によって異なる河岸･水際部の特徴について解説し、これを前提に護岸工法の選定が行われるように記載されています。これらを保全するにあたっての留意事項の解説は、『基本方針』p. 40～p. 58に記載されています。



出典：美しい山河を守る災害復旧基本方針p.40

② **重要な環境要素**：特別な配慮を行なうべき環境要素を3つ(河畔樹木、湧水･浸透水、淵）に絞り、原則保全することとしています。これらを保全するにあたっての留意事項の解説は、『基本方針』p. 59～p. 64に記載されています。

③ **重要種の生息可能性の判断**：災害復旧という時間的制約のある中で現地調査を行ない重要種の有無を判断することは難しいものです。そこで、『基本方針』p. 30には、被災箇所周辺に重要種がないかどうか「岩手県環境保全指針」などを参照し、重要種の有無を判断することが記載されています。

④ **コンクリート系の護岸**：災害復旧で使用頻度が高いコンクリート系の護岸については、河川景観･自然環境の2つに大別し、具体的な解説が記載されています。『基本方針』p. 87～p. 112参照。景観についてはコンクリートブロックの明度を6以下とすることが目安とされ、また、ブロック表面は生物の移動経路となることに配慮し、適度な粗度を持たせることなどが記載されています。

⑤ **環境上の重要な箇所**：景観関連法令･自然環境関連法令などの重要な地域に含まれる河川区間を「重点区間」として捉え、復旧工法の選定や水辺の処理に特別な配慮を求めています。この場合の復旧工法はC表によらず検討して良いとされています。『基本方針』p. 32～p. 35参照。

⑥ **チェックリスト**：A表に転記されるチェックリストは、災害申請時･査定時から施工時まで、配慮事項を引き継ぐためのものです。『基本方針』p. 36～p. 39参照。

おわりに

改訂説明会講師の方から「湧水･浸透水の保全に対する最適な手法というものは現在確立されておらず、改訂となった基本方針にも具体的な手法の記載はない状態です。現場での創意工夫をお願いします。」というお話がありました。実際の復旧工法検討段階での創意工夫によって、もしくは、施工段階での意見･相談によって、基本方針がより充実し、多自然川づくりが広く推進されることにつながっていくものと感じています。

株式会社 昭和土木設計の紹介

弊社は、道路・河川・橋梁等の計画・設計、GIS、ITソリューション等の業務を行っております。
”なんでもインフォ“のバックナンバーについてはhttp://www.showacd.co.jp をご覧ください

配布者

作成者：コンサルタント事業部